

災害時における搜索犬の出動に関する協定

特定非営利活動法人北東北搜索犬チーム

弘前地区消防事務組合

災害時における搜索犬の出動に関する協定

弘前地区消防事務組合（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人北東北搜索犬チーム（以下「乙」という。）は、地震、風水害及びその他の災害等が発生した場合に、被災者の搜索・救助活動を円滑に実施するため、搜索犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、乙に対し搜索犬の出動を要請することができる。

2 前項の要請は、電話及びその他の手段により要請し、その後速やかに出動可否の判断について同様の手段により回答するものとする。

3 本条に定める連絡先は、下表のとおりとする。

	名称	連絡先	電話	FAX	メールアドレス
甲	弘前地区消防事務組合消防本部	警防課	0172-32-5103	0172-33-9117	keibou@hirosakifd.jp
		通信指令課	0172-32-5110	0172-55-0125	tsushin@hirosakifd.jp
乙	NPO法人北東北搜索犬チーム	事務所	0172-62-7213	0172-62-7213	k9kitatouhoku@yahoo.co.jp
		携帯	090-2607-2208		

（出動）

第2条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、特別の理由がない限り出動させるものとする。

2 搜索犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

3 乙は、出動体制が整い次第、速やかに搜索犬チームの構成及び現場到着予定時刻等必要な事項を甲に連絡するものとする。

4 本条に定める連絡先は、前条第3項のとおりとする。

（現場活動）

第3条 乙は、出動した災害現場においては、第1条第1項の規定により出動を要請した現場最高指揮者の指示に従い搜索・救助活動等を実施するものとする。

2 この協定に基づく搜索・救助活動の終了は、現場最高指揮者が搜索・救助活動の終了を告げたとき又は搜索犬による活動が不可能となったときとする。

（費用負担）

第4条 第2条第1項の規定による出動に関する費用は、甲が負担するものとし、乙は活動状況を記載した請求書により費用の請求をするものとする。

2 前項の費用は、1組（ハンドラー1名及び搜索犬1頭）に対して1日あたり1

0,000円を基準とする。ただし、基準額と要した費用が大きく異なる場合は、その都度甲乙協議により決定するものとする。

(損害補償)

第5条 この協定に基づく活動に伴って生じた損害の補償（第三者に対する補償を含む。）は、甲及び乙それぞれの責任において行うものとする。

(訓練)

第6条 この協定に定める業務を円滑に実施するため、甲乙協議して合同訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練は、実践的な訓練を年1回程度実施するものとする。

3 訓練に要する費用は、甲乙それぞれの負担により実施するものとする。

(細目)

第7条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、両者の合意により協定の変更ができるものとする。

2 本協定の有効期間は締結日から1年間とし、期間の満了する1カ月前までに甲乙いずれかからも申し出がなければ、本協定をさらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

3 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえその都度決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

附 則

この協定は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8年 2月26日

甲 弘前地区消防事務組合

管理者

櫻田 宏



乙 特定非営利活動法人北東北搜索犬チーム

理事長

岩本 良二

